

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入又は修理が完了した後に、同項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書並びに同項第六号及び第七号に掲げる添付書類を提出することができる。
 (身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

第六十五条の八 市町村は、補装具費の支給に当たつて必要があるとき、身体障害者福祉法第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所その他の次条に定める機関(次項において身体障害者更生相談所等)という。)の意見を聴くことができる。
 2 身体障害者更生相談所等は、補装具費の支給に係る補装具に関し、当該支給に係る障害者等の身体に適合したものとなるよう、当該補装具の販売事業者又は修理事業者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関)
 第六十五条の九 法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関は、指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)及び保健所とする。
 第七十条の表に次のように加える。

<p>第六十五条の十五</p> <p>主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための協議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なもの</p>	<p>主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導及び発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業</p>
<p>第六十八条の三</p> <p>市町村</p>	<p>指定都市以外の市町村</p>

第四十章を第五章とする。
 第三章の章名を次のように改める。

第三章 事業及び施設

第六十六条の見出し中「障害福祉サービス事業」を「障害福祉サービス事業等」に改め、同条第一項第一号中「事業の種類」の下に「障害福祉サービス事業を行おうとする者」にあっては、障害福祉サービスの種類を含む。」を加え、同項第七号を次のように改める。

七 障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援(施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。)、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)、地域活動支援センターを経営する事業又は福祉ホームを経営する事業を行おうとする者)であつて、当該事業の用に供する施設の名称、種類、短期入所を行おうとする場合に限る。)
 所在地及び利用定員
 第三章中第六十八条の次に次の二条を加える。
 (障害者支援施設に関する届出)

第六十八条の二 法第八十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 施設障害福祉サービスの種類及び内容
- 三 建物の規模及び構造並びにその図面及び設備の概要
- 四 事業内容及び運営の方法
- 五 利用定員
- 六 職員の数及び主な職員の履歴書
- 七 収支予算書
- 八 事業の開始の予定年月日

第六十八条の三 令第四十三条の四第一項の規定により障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 施設の休止又は廃止の理由及びその予定期日
- 二 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置
- 三 施設の建物及び設備の処分

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 地域生活支援事業

(法第七十七条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六十五条の十 法第七十七条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための協議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

(法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法)

第六十五条の十一 法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約筆記等とする。

(法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六十五条の十二 法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、同号に規定する手話通訳等を行う者の派遣及び設置その他障害者等の意思疎通を図ることに支障がある障害者等に必要ない支援並びに日常生活上の便宜を図るための用具であつて同号の厚生労働大臣が定めるものの給付及び貸与とする。

(法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める施設)

第六十五条の十三 法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める施設は、地域活動支援センターとする。

(法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六十五条の十四 法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。